

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月二十八日

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等）の一部を改正する規則  
人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

改正後

（趣旨）

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、任期付職員（条例第二条から第四条までの規定により任期を定めて採用された職員をいう。第四条において同じ。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第五条及び第六条 削除

改正前

（趣旨）

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「条例」という。）第七條第四項及び第十二條の規定に基づき、任期付職員（条例第二条から第四条までの規定により任期を定めて採用された職員をいう。第四条において同じ。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定任期付職員業績手当）

第五条 条例第七條第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員（条例第七條第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第六条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げ

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

たと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の規則七―九（期末手当及び勤勉手当）第十四条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。